

テーマ:「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」

○ 実施要綱等は整備されているか

項目	内容	頁
1 児童福祉施設(児童館)への指導検査	児童福祉施設については、児童福祉法施行令(政令)で、1年に1回以上の実地検査を行うよう定めているが、本県では児童館の実地検査の実施頻度を2年に1回とし、政令で定める基準を下回る実施要領を定めていた。 このため、実施要領を法令等に従ったものに改める必要がある。	12

○ 実施計画は適切か

項目	内容	頁
1 建築士法に基づく立入検査(建築士事務所への立入検査)	建築士事務所への立入検査は、建築士法において、必要があると認めるときに実施できるとされている。 県では、2月を強化期間と定め検査を実施しているが、年度末であることや、期間が短期であることから、日程調整がつかない等の理由で検査を実施できず、全体的に検査件数が少なくなってしまう状況が見受けられた。 このため、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。	14
2 麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査	国の実施要領において、立入検査のうち通常検査については、実施計画・目標を立て、麻薬取扱者は2年、向精神薬取扱者は5年に1回以上実施するよう定められているが、県では計画が定められておらず、他の検査に併せて検査を実施するなど、実施要領に基づいた頻度での検査が行われていなかった。 このため、計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査等の実施を検討する必要がある。	13
3 水質汚濁防止法に基づく特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査	県の実施要領において、各保健所で年度当初に計画を定めて実施するものとされている、特定事業場の「通常立入検査」について、苦情があった場合や事業者から相談を受けた場合等、適宜検査は実施されていたが、年度当初の計画を定めずに実施している保健所があった。 このため、計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査等の実施を検討する必要がある。	13
4 食品衛生施設の監視指導	食品衛生施設の監視指導について、監視指導件数全体では監視指導計画数を上回っているが、指導分類ごとにみた場合、年間標準監視指導回数を下回っていた。 このため、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。	14
5 食鳥処理場等の立入検査	食鳥処理場等の立入検査について、年2回以上とする計画が実施できていない施設が見受けられた。 このため、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。	14

○ 実施結果の取扱いは適切か

項目	内容	頁
1 食品衛生施設の監視指導	食品衛生施設の監視指導については、指導方法等を毎年度作成する「大分県食品監視指導計画(以下「指導計画」という。)」で定めている。 指導計画では、軽微な違反の場合、検査時に食品衛生指導注意票等(以下「注意票等」という。)を交付し、書面で改善指導を行うと定めているが、実務経験の浅い監視員などには、その場で判断することが困難な場合があったことから、口頭指導を行うものの、その場では、注意票等を交付せず、所属で協議した後に交付している例が見受けられた。 このため、注意票等を検査時に交付して改善指導を行うと定めていることの意義を検証し、実情に応じた指導方法を検討する必要がある。	18
2 食品衛生施設の監視指導	業種によっては、チェックリストの様式や検査結果の記録方法等の定めがないものがあり、どの項目について検査したのか記録されていない例が見受けられた。 このため、検査記録の様式等を定めて記録・保存するなどの手順を整え、検査結果を明示できるように努める必要がある。	18
3 麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査	国の実施要領では、違反等がある場合は文書で通知し、軽微なものは口頭指導できる旨定めているが、軽微とは思えない違反についても口頭指導していた。 このため、口頭で指導できる場合を例示するなどして、文書によるものと口頭で指導できるものとの区分を明確にし、的確な検査結果の通知に努める必要がある。	17
4 麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査	保健所が行う立入検査では、国の実施要領で定める様式「立入検査記録(チェック票)」を使用せず、所定の手順で検査を実施していなかった。 このため、現行様式を用いる上での課題を検証し、適切かつ効率的な検査等に資するよう、必要に応じて実施要綱等を見直す必要がある。	18
5 薬局・店舗販売業・管理医療機器販売業への立入検査		18